

様式第7号(第14条関係)

改善命令書

第 号  
年 月 日

様

森町長



次の認定低炭素建築物新築等計画について、都市の低炭素化の促進に関する法律第57条の規定により、改善に必要な措置を命じます。

なお、この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、森町長に対して審査請求をすることができます(なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります)。

また、この通知を受けた日(当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日)の翌日から起算して6か月以内に、森町(代表者 森町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)。

記

1 低炭素建築物新築等計画の認定番号  
第 号

2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日  
年 月 日

3 認定建築主の氏名又は名称

4 認定に係る建築物の位置

5 申請の別  
☐建築物全体 ☐住戸のみ ☐建築物全体と住戸の両方

6 命ずる措置

7 改善の期限  
年 月 日